

中能登町から転出されるかたへ

中能登町から他の市区町村へ転出されるかたは、新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村役場で転入の手続きをしてください。

【手続きができるかた】

ご本人さま、世帯主、同じ世帯のかた

※上記以外のかたが手続きをする場合は「委任状」が必要です

【転入手続きに必要なもの】

① 転出証明書 ② 認印 ③ 窓口に行かれる方の本人確認書類（運転免許証など）

※マイナンバーカードを使用して転入手続きをする場合は、転出証明書ではなく、マイナンバーカード及び暗証番号が必要となります。

次に該当するかたは、転出届のほかに手続きが必要です。

※新住所地での手続きの詳細な内容については、新住所地にお問い合わせください

<input checked="" type="checkbox"/>	対象となるかた	中能登町での手続き	担当課	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証（カード） をお持ちのかた		住民窓口課 72-3132 ①・②・③窓口	改めて登録手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・ 住民基本台帳カード等 をお持ちのかた			カードを持参し手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビネットワークに加入しているかた（音声告知端末が設置されているかた）	加入者変更、もしくは利用解除（音声告知端末など撤去）の手続きをしてください。	企画情報課 (旧鹿島庁舎横) 76-2437	
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた		長寿福祉課 福祉担当 72-3135 ⑤窓口	手帳を持参して住所変更手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証をお持ちのかた	障害福祉サービス受給者証を返却してください。区分認定を受けているかたは「障害支援区分認定証明書」を発行します。		区分認定を受けているかたは「障害支援区分認定証明書」を持参し、手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	自立支援医療費の支給を受けられているかた	(精神通院) 特にありません。		お持ちの受給者証を持参し住所変更手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>		(更生医療・育成医療) 受給者証を返却してください。		改めて手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持ちのかた（65歳以上のかた）	介護保険被保険者証を返却してください。 ※転出先が老人ホーム等の場合は、別途お手続きがあります。	長寿福祉課 介護担当 72-3133 ⑥・⑦窓口	要介護・要支援認定を受けているかたは、中能登町が発行する「介護保険受給資格証明書」を持参し、手続きをしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	対象となるかた	中能登町での手続き	担当課	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入しているかた	国民健康保険被保険者証を返却してください。	健康保険課 72-3129	改めて加入手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険の被保険者	後期高齢者医療資格取得(変更・喪失)届書を提出してください。被保険者証を返却してください。県外へ転出されるかたには「負担区分等証明書」をお渡しします。		改めて加入手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	子ども医療費または、ひとり親家庭等医療費を受けているかた	子ども医療費受給資格者証を返却してください。 ひとり親家庭の方は喪失の届出をしてください。 ※転入先の市町村によっては「所得課税証明書」が必要になる場合がありますので、転入先でご確認ください。		改めて手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	児童手当を受給しているかた	児童手当受給事由消滅届を提出してください。	健康保険課 子育て支援室 72-3134	転入してから15日以内に手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	(特別)児童扶養手当を受給されているかた	住所変更届を提出してください。		住所変更届をしてください。
<input type="checkbox"/>	新型コロナワクチンを2回接種していないかた		健康保険課 (子育て支援室内) 72-3140	転出先で接種未完了分の接種券の発行ができます。対象の世帯員全員分の旧接種券を持参してください。
<input type="checkbox"/>	原付、小型特殊自動車をお持ちのかた	「ナンバープレート」、「顔写真付きの身分証明」を持参して、登録抹消の手続きをしてください(代理のかたが手続きする場合、委任状が必要となります。)	税務課 72-3136	新しいナンバーの交付手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	その他車両をお持ちのかた	軽自動車やオートバイの登録変更手続きは中能登町ではできません。各担当窓口へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	町営住宅に入居されているかた	町営住宅退去届を提出ください。	土木建設課 72-3921	
<input type="checkbox"/>	水道・下水道の使用を休止されるかた	水道(下水道)の使用休止の手続きをしてください。「手数料1,000円」と「印鑑」が必要です。	生活環境課 72-3925	

※上記以外の手続きが必要な場合もあります。担当課へご相談ください。